

令和４年度第４回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

１ 日時

令和４年８月１８日（木）午前１０時００分～午後０時３分

２ 場所

市役所本庁 議会棟４階 第一委員会室

３ 出席者

（委員）※敬称略

- ・学識経験者：新川 達郎、上野山 裕士
- ・寝屋川市議会議員：板東 敬治、村上 順一、福田 篤志
- ・公募による市民：辻 延江、水野 昌代、邨川 圭子
- ・寝屋川市職員：杉本 達也、木場 富士夫、三宅 章介

１１人（全１１人）

（事務局）

吉田次長、高島係長、長谷川、植村、佐藤

４ 傍聴の可否

可（傍聴者１人）

５ 次第

- (1) 第３回委員会における検証内容
- (2) 条文の検証（第１１条から）
- (3) その他

６ 会議要旨

- (1) 第３回委員会における検証内容

＜確認した事項＞

第３回委員会での検証のうち「引き続き検討する」とした項目については、全条文の検証後に改めて検討する。

※ 事務局から「【資料】第３回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会における検証内容」について説明を行った。

- (2) 条文の検証（第１１条から）

ア 第１１条（市民参画の推進）

行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

- 2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

委員の主な意見等

- ・ 市政運営への参画の機会の確保について規定されているが、その機会の充実が本来の目的であると思うので、政策立案の際に最初から市民に意見を聴く等を含めて幅広い取組となるよう、逐条解説の内容を充実させてはどうか。

＜確認した事項＞

「審議会等への参画」に係る記述を充実させるなど、市民参画に係る逐条解説の記述を事務局で整理することとする。

イ 第12条（市民の役割及び責務）

市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

- 2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

委員の主な意見等

- ・ 本条文の見出しについて、協働がテーマの本条例において、市民の参画権を規定した本条項は、基本理念を規定した第3条と並んで重要と考える。見出しを「市民の権利等」又は「市民の権利及び役割」としてはどうか。
- ・ 本条文の見出しについて、市民が率先してまちづくりに参画するという趣旨を踏まえると、より前向きな表現としての「権利」の方が望ましいのではないか。
- ・ 本条文の見出しについて、市民、議会及び行政が平等な立場で協働に取り組むという制定時の考え及び本条例の趣旨を踏まえると、現状のままで良いのではないか。
- ・ 第2項について、住民自治の理念が市民活動に含まれていることを踏まえ、「まちづくりの主役として市民活動の役割を認識し、」と追記してはどうか。

- ・ 第2項の「市民活動の役割」について、逐条解説 18 ページでは「重要な役割」などの記述にとどまっているが、具体的にどのような役割を果たしているかなどを記述してはどうか。
- ・ 市民が主役である趣旨は理解したが、本条例の中にその表現が少ないと感じている。

＜確認した事項＞

- ・ 見出しについては、制定時の考えや、これまでの検証委員会における検証の経過等も踏まえ、引き続き検討する。
 - ・ 第2項については、「市民がまちづくりの主役であること」は、本条例の前文及び第3条に規定されており、全体としてうたっていることに鑑み、現状のままとする。
- また、市民活動が果たす具体的な役割について、逐条解説に追記する。

ウ 第13条（議会の役割）

議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。

- 2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

意見、質問等なし

エ 第14条（議会の責務）

議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすものとする。

- 2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

意見、質問等なし

オ 第15条（市議会議員の役割及び責務）

市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

委員の主な意見等

- ・ 近年、全国的に議員の不祥事等が起きていることから、逐条解説に、市議会議員の法令遵守や政治倫理について追記してはどうか。
- ・ 本条例は、“みんなのまち”寝屋川をつくる決意を述べるものであり、市議会議員の法令遵守や政治倫理について記述することは、趣旨が異なるのではないか。

＜確認した事項＞

本条例の趣旨等を踏まえ、現状のままとする。

カ 第16条（市長の役割及び責務）

市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

意見、質問等なし

キ 第17条（行政の役割及び責務）

行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

- 2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。
- 3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

委員の主な意見等

- ・ 条例制定時の主な議論・意見の中に「行政内部の縦割りを打開するとともに、市民に優しい市役所が求められる」とあるが、縦割り行政を打開する具体的な取組があるのか。
- ・ 縦割り行政を打開する取組としては、プロジェクトチームを作り、様々な所属から専門職員を集めて、市民サービス改革や新型コロナウイルス感染症対策など全庁的に取り組んでいる。

- ・ 第2項について、平成29年度の検証でも「効率的で機能的な組織」に組織間の連携・協力に関する事項は含まれると考えられる」との議論があり、文章中に「組織横断的な調整を図り、」と追記してはどうか。

＜確認した事項＞

第2項については、地方行政ひいては国においても各組織間の連携や協力は従前から行われている中で、「効率的で機能的な組織」と表現してきた経緯等を踏まえ、現状のままとする。

ク 第18条（職員の役割及び責務）

職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

- 2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。
- 3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

委員の主な意見等

- ・ 第2項の「効率的」について、制定時の本市における職員数の減や行財政改革を背景に規定したものであり、現在は成果をも重視すべきであることから、「効果的」の文言を追記してはどうか。
- ・ 第3項について、「知識の習得、技能の向上」について、職務内容は、単純作業がAIに置き換わり、また、中核市においては政策法務が重視されることなど、逐条解説の内容の充実が必要ではないか。
- ・ 逐条解説に記載されている「自己研さん」について、条文と合わせて漢字表記とするべきではないか。

＜確認した事項＞

- ・ 第17条第1項に「効果的」と規定されているとおり、「効果」は行政組織として出していくという趣旨であり、第18条第2項はそれを具現化するために職員には効率性が求められているという規定であるため、現状のままとする。
- ・ 逐条解説については、デジタル技術を活用した職務遂行など、時代背景に応じた記述となるよう内容を充実するとともに、漢字表記の統一を図る。

ケ 第 19 条（市政運営）

行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たらなければならない。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

委員の主な意見等

- ・ 第 1 項の総合計画については、構成等の要件はあるか。
- ・ 一般的な規定はないが、本市では本条項に基づき、市の目指すべき姿を記載した基本構想を必置としている。

＜確認した事項＞

- ・ 条文については、現状のままとする。

コ 第 20 条（財政運営）

行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組まなければならない。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表しなければならない。

意見、質問等なし

サ 第 21 条（行政評価）

行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表しなければならない。

委員の主な意見等

- ・ 行政としての目的は市民満足度の向上であるため、「市民サービス」を「市民満足度」に変更してはどうか。
- ・ 現行の規定では効果を重視していないように見えるが、「市民満足度（の向上）」を追記することで、より上を目指すという趣旨が明確になるのではないか。
- ・ 「市民満足度」を測ることが困難な業務も多くある。
- ・ 「市民満足度」とするとそれを測る別の取組が必要になる。また、本

条項は、市民サービスの向上という目的だけでなく、どのように市民福祉が向上したかを検証する規定となっている。

- ・ 「市民満足度」は大事だが、法令用語として適切ではないのではないのか。「評価結果」として満足度を出すことでよいのではないのか。

＜確認した事項＞

行政評価として「市民満足度」を明確に把握できない場合があることや、法令用語としての適切性等を考慮し、現状のままとする。

シ 第 22 条（行政手続）

行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

意見、質問等なし

ス 第 23 条（法令遵守）

行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たらなければならない。

委員の主な意見等

- ・ 逐条解説に職員の法令遵守義務が記述されているが、市議会議員、市長又は職員の各条項に「公正かつ誠実」な職務遂行について規定されているので、不要ではないか。

＜確認した事項＞

他の条項との整合性等を考慮しつつ、逐条解説の記述を整理することとする。

セ 第 24 条（国、他の自治体等との連携）

行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

委員の主な意見等

- ・ 逐条解説には「NPO等の関係機関」とあるが、条文では読み切れない。また、本市が多く民間企業と包括又は個別に連携していることは誇るべきで強調すべきなので、「民間企業」を追記してはどうか。
- ・ 協働の趣旨や自助、共助の必要性に鑑み、「民間企業」等を追記することで、民間企業との包括又は個別の連携をより深めていく旨を表記すべきではないか。
- ・ 「国、他の自治体その他関係機関」とすることで、広く連携がうたわれている社会情勢に適合するのではないか。
- ・ 民間企業だけを特定して追記することには疑問がある。条文に記述せずとも、逐条解説に追記すべきではないか。
- ・ 第5章は行政の章なのでその連携先も国や他の自治体を念頭に置くものであり、民間企業等との連携については第2章協働の章で規定して整理することができるのではないか。
- ・ 逐条解説に記載されている「国の見解や解釈に頼らず、主体的に判断していかなければなりません」という前提が、条文からは読み取れないため、丁寧に記述してはどうか。

<確認した事項>

- ・ 条文又は逐条解説に「民間企業」を追記すること、また、その必要性については引き続き検討する。
- ・ 逐条解説の「国の見解や解釈に頼らず、主体的に判断していかなければなりません」の記述について、本条例は地方分権一括法の施行後に制定されており、地方の自主的・主体的な判断・対応を基本とした上で、本規定は設けられていることから、現状のままとする。

(3) その他

<確認した事項>

今回は8月25日（木）午後1時30分、議会棟4階第一委員会室で開催する。